

になる。

の連携強

福岡市長

指定都市移行關
いて、高島宗一
は「一八日、「九
は政令市が誕生す
り、大変心強く
。日本を元気に
にも、政令市とし
以上の連携強化
九州全体の発展に
きたい」とこのコ
を表した。

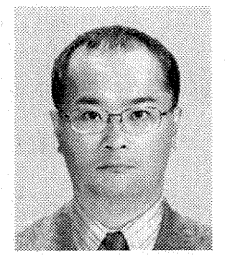
消費税の充実や消
くした地方交付
金により安定的
ことを求めた。

を求めた。
の税源配分につ
地方が担うべき事
見合うよう見直
。固定資産税
は、評価替えにあ
。高橋期に講じた
見直しなど課税の公
り、税収を安定
るよう求めた。

ことを求めた。
の配分について
寺の客観的指標を
都市特有の財政需
差を反映し、指定
按配分を要請。国
出を目的とした総
は行わずに、地方
する総額を確保す
請した。このほか、
を税源移譲までの
と位置付け、税源
じた工程を明確に
や、税源移譲を見
務手続きの簡素化
言した。

止や大都市税財
を要請―指定市
市市長会は一八
二年度税制改正
都市の実態に即応
收制度の確立を求
をそれぞれまと
等を申し入れた。
正要望は、社会保

議会



新潟県立大学准教授
田口 一博

議会に期待される役割の基本に行政の
執行活動の監査・統制がある。各地で起
きている住民監査請求、それに続く住民
訴訟においても、議会が適切に活動して
いれば、行政の「誤
り」を防ぐことがで
きたのでは、という
ことが指摘される。

そして、誤りを防げない議会なら必要な
い、というようなことで言われること
がある。この現状、どのようにすればよ
いのであろうか？

現在の地方自治法による議会による監
査・統制は、決算審査が中心である。自
治体の決算は会計年度終了後に調製され
る本決算のみ。議会からも選出される監
査委員には、株式会社等の監査役のように
庁議に出席して事前に意見を述べよう
な権限はない。つまり監査委員による監
査も、それを受けての議会の審査も、終
わってしまった年度の使ってしまったお
金を対象にしているのである。いくら監
査しても、これからは気をさしけるように
ということしか言えないし、終わってし
まったことなのだから、あまり表沙汰に

通年化で議会の監査機能強化を

すべきではない、とすらなってしまう。
監査に実効性を持たせ、誤りを防ぐには、
事前の予防が可能な統制が行われなけれ
ばならないのである。
話は非常に簡単なこと。地方自治法の
義務付けとは別に、事業が執行されてい
る年度中に議会は監査委員に監査を要求
し、その報告を審査すればよいのである。
つまり民間企業なら当たり前の中間決
算、半期決算、四半期決算を行い、執行
中の事業に問題があれば、その場で直ち
に改善させる、誤りを未然に予防する
統制を行うことである。

何も特別なことはない。現在、監査委員
が毎月末に行っている例月出納検査を基
本に、その範囲を少しずつ拡大していけ
ばよい。現金がいくらあるから、収入未済
になっっている額がどうか、支出負担行為
を行っている主要事業に何かがあるか等の
報告に対し、質疑を行うはよいのである。
それだけのことで、年度終了後の決
算と異なり様々なことが可能になる。税
がどれだけ収納されているかを監査する
ことで、これまで以上に歳入の確保に関
する努力は進むことであろうし、議会と
して住民に納税を呼びかけることが可能
となる。年度途中でも補助金が獲得でき
るなどすれば、積極的に補正予算に反映
させることもできる。要はバラバラにな
っている個別事業の歳入と歳出とを結び
つけ、進捗に問題があるお役所仕事にス
ピッド感という「喝」を入れるのである。
会計処理の電子化が進んでいる現在、
資料集計には別に人手がかかるところでも

日本は地方自治法はアメリカ
力大統領制度を採用してい
るので、本来、議員だけで
論議し、また議員だけが議
案を提案するのが建前であ
る。昭和二年に、この考
え方が論議されたが、戦前
六〇年間、ほとんどの議案
は長が提出したので、長に
も議案の提出権と議会への
出席権を認めることになっ
た。その後の運営では、特
に議案の提出では執行機関
優位の運営になっている。

長の出席

問を持つところか、議案を
提出しているのだから常時
出席するのは当然と思っ
ている。執行機関の出席は議
長から要求されているの
で、病氣や変更できない公
務出張など正当な理由によ
り欠席することは認められ
るが、そうでない場合は出
席の義務がある。執行機関
は議案を提出しているの
成立を期するため欠席するな
どは考えられない。むしろ
積極的に出席し答弁するの
が普通だ。仮に欠席する場
合は、その理由を議長に通
ずる。百条委員会の証人と
ない。現在でも国庫補助事業をはじめ、
法令に基づく事務などでは月報や四半期
報告などを作って国などには報告してい
るのだから、新たな負担になるようなこ
ともない。中間決算と通年議会とを結び
つける、行政側の内部統制も強化され
るし、議会の監査機能が結果を出すもの
と変わることは明らかであろう。
第三〇次地方制度調査会に「諮問」さ
れている地方自治法改正案には、現在の
会期制議会のほかに、通年議会を選択す
ることができる、とする規定が盛り込ま
れている。義務付け・枠付けをなくそう
という地域自主自立改革の趣旨からする
と、新たな規定を設けるとするのは大い
に疑問のあるところ。国会同様、単に臨
時会の付議事件の制限をなくせばよいだ
けにも思われる。そ
れよりも通年化は現
在でも運用可能な
のであるから、各議
会においては議会が存在することで住民
に対する説明責任が果たされ、そして議
会を通じての市民協働が進むような手立
てを講ずることが今後さらに求めら
れるであろう。
考えてみれば、企業の会計は法律で義
務付けられた納税のための会計と、それ
ぞれの企業が経営戦略のための任意の会
計との二本立てが普通。自治体では税務
会計同様の義務付けられた「交付税会計」
は今後も必要としても、独自の戦略会
計を持つことは当たり前のことである。
使ってしまったお金の不毛な議論より
も、使っている時の実りある議論を。
通年時代の議会にはこんな発想の転換
が可能になるのである。
<http://e-ken.life.coocan.jp>



ることを求めたほか、個人
住民税の充実確保や環境自
動車税導入での市町村税収
の確保などを要請した。
一方、大都市の実態に即
した税財政制度について
は、国・地方間の税配分を
五対五とするよう提言する
とともに、「新たな役割分
担」に応じた「地方税の配
分割を高めていくこと」
を要請。大都市特有の財政
需要に対応するため、消費
・流通課税や法人所得課税
などの都市税源の拡充強化
などを求めた。国庫補助負
担金については、国が担う
べき分野は必要経費全額を
国が負担し、地方が担うべ
き分野については負担金を